

- 河合一也委員長 それでは、皆さん、御苦労さまです。  
ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。  
これより議案の審査を行います。  
本委員会に付託されました案件は全部で10件であります。  
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、市民環境部、こども未来部、健康福祉部の順に審査したいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 河合一也委員長 御異議なしと認めます。  
よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。  
それでは、まず、市民環境部所管の議案審査を行います。  
議第73号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
議案書の19ページ、参考資料は25ページです。よろしいですかね。  
それでは、議第73号に対する質疑に入ります。  
質疑のある方は御発言願います。
- 深田ゆり子副委員長 参考資料のこの線を引いてあるところなんですけれども、これは、マイクロチップが入っている、この義務化によって入っている犬に対しては、登録を3,000円かけてやらなくてもいいですよということよろしいですか。
- 服部正宏環境課長 そのとおりでございます。その下線部を追加することによりまして、マイクロチップを装着した犬につきましては、市に3,000円の手数料を支払うことはなく、登録を完了するという意味でございます。
- 深田ゆり子副委員長 そうしますと、今、焼津市でどのぐらいの犬が登録されていて、そのうち、マイクロチップをやっている犬がどのぐらいか分かりますか。そういうのもちゃんと調査していらっしゃるんですか。
- 服部正宏環境課長 今現在のマイクロチップが入った犬というのは分からないんですけども、大体、年間で500件弱の新規登録がございます。それで、先行してこの手続を取っている市町に聞き取りをしたところ、大体4分の1程度はマイクロチップが入っていない犬の登録があるということです。ですので、今回も500件弱で480ぐらいとして、4分の1の120件ほどは3,000円を徴収する対象になるかと考えております。  
以上です。
- 深田ゆり子副委員長 了解。
- 河合一也委員長 ほかにありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第73号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第73号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民環境部所管の議案の審査が終了いたしました。

市民環境部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が代わりますので、しばらくお待ちください。

では、次に、こども未来部所管の議案審査を行います。

まず、議第75号「焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は28ページです。参考資料も28ページになります。

それでは、議第75号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○井出哲哉委員 こちら、現行の運用に合わせてということで、それはいいと思うんですけども、もともと17時までというところが、4時半に消毒活動が始まりますよ、4時半までになりますよというところなんですけれども、それによって利用する児童たちとか、そういったところへの特に問題というのはないんでしょうか。

○村松久美子育て支援課長 ただいまの御質疑でございますが、子どもの利用者の95%が小学生でございます。教育委員会では、小学生の帰宅時間、大体午後4時30分としておりますことから、こういったこととも整合が取れているんじゃないかなと考えております。

○井出哲哉委員 分かりました。納得しました。

○深田ゆり子副委員長 教育委員会は、4時半におうちに帰らなさいというチャイムも鳴りますけれども、子どもたちにとっては、夏と冬って、違うんですよ。だから、夏は6時半から7時まで明るい時期もあるんですけども、せめて夏時間とか冬時間というのを条例で検討していただくということはできないのかなというふうにも思うんですけども、一律に4時半に、消毒をする時間が30分ということを含めて、そういうふうに変えるということなんですけれども、改めてそういうことも検討は、この間、されてきたでしょうか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

他市の事例で、確かに委員、おっしゃるとおり、夏時間、冬時間で運用をしているところもございますが、焼津市においては、先ほど申し上げましたとおり、子どもの帰宅時間と併せて、あと、消毒の時間を確保して、衛生面、安全に御利用いただくということで、この時間設定をさせていただきたいと考えております。

○深田ゆり子副委員長 実際にこの条例を改正した後に、やはり子どもたちの利用状況を見ていただいて、様子でまた検討をするかどうか考えていただきたいと思います。

以上です。

○村松久美子育て支援課長 おっしゃるとおり、利用者の声を聞きながら、また、必要があれば、条例のほうを改正させていただきたいというふうを考えております。

○河合一也委員長 恒久的にということではなくて、また、様子を見ながらということ、取りあえず今回はということですね。

ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第75号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号「焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第76号に対する質疑に入ります。

議案書は29ページ、参考資料も同じく29ページであります。よろしいですか。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 先ほどと同じなんですけれども、内容は、同じように、改めて利用を見ながら検討していただきたいんですけど、大体、ふれあい広場は、お子さんが小さいものですから、このぐらいの時間かなとは思いますが、附則にこの条例は公布の日から施行すると書いてございますが、正確には何月何日から改正して実施するということになりますか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

公布の日でございますが、議決いただけましたら、速やかに準備をしたいと思っております。現状、新型コロナウイルス感染症対応でそういった運用をしておりますので、利用者さんにとっては大きな変化はないと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 議決してどのぐらいで準備が整うと受け止めてよろしいでしょうか。公布の日というのは、書けないんですね、何月何日よりって。条例をつくるわけではないので法改正だから。大体どのぐらいですか。

○村松久美子育て支援課長 議決後速やかにと申し上げましたが、大体年内くらい、遅くとも年明け早々には公布がなされるんじゃないかと考えております。

○深田ゆり子副委員長 了解。

○河合一也委員長 ほかにございませんか。

○石田江利子委員 さっきのもう一つの75号のほうにも共通する話なんです、この条例の改正によりまして、正午から午後1時まで時間を除くということで追加になっているんですが、ここの理由をお教え願いたいです。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

お昼の時間、開館時間から除くことになるんですが、ここですが、現在もそうなんです

けど、おもちゃとかの消毒とか、あと、特に親子ふれあい広場は支援センターですので、床に髪の毛とかが落ちちゃったりするものを、そこのスタッフが清掃活動をしていますので、そういった時間ということで、お昼の時間、1時間いただきたいというふうに考えております。

○石田江利子委員 じゃ、時間が短く30分になったのと、あと、正午から1時間の時間も消毒に充てるという考え方でよろしいんですね。

○村松久美子育て支援課長 そのとおりでございます。

○石田江利子委員 了解いたしました。

○深田ゆり子副委員長 石田委員に関連しまして、お昼の1時間ですよ。そのお昼に掃除をやりなさいというのは、やる予定に位置づけるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかな。私は、お昼休みだから、1時間は、子どもたちは、利用者は、ちょっと対応できないので来ないでくださいという意味の1時間だと思っていたんですが、そうじゃないんですね。1時間、消毒作業をしている。そうすると、職員の方、休む時間、ないですよ。

○村松久美子育て支援課長 答えいたします。

もともと新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前、お昼の時間も閉めることなく開けていて、一部、ほかの支援センターは閉めているところもあったんですが、大体のところは開けておりました。そのスタッフですけど、交代でお昼休憩を取るような体制を取っておりましたが、今回、新型コロナウイルス感染症前からそうなんですけど、お昼の時間、来場者数の利用率を調べたところ、やはり規則正しい生活を子どもにさせるということで、利用率が2%ぐらい、2%以下、大変低いものですから、利用者さんにとっては大きな影響はないということと、もうコロナ禍でずっとそういう運用もしてきていますので、消毒も1時間ずーっとしているわけじゃなくて、必要なところが終わりましたら、速やかに昼休憩を取っていただく予定でおります。

以上でございます。

○河合一也委員長 分かりやすくありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第76号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第76号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号「焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案書は37ページです。参考資料は42ページからになります。よろしいですか。

それでは、議第83号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○石原孝之委員 もともと立ち上げのときから、市で直営で3年間やっていて、それで、その後、自動的にこういうふうになっていくという、もうほぼほぼ建前な感じがするんですけど、ほかの公募とかはあえてもうなかったんですか。公募とか、選定の期間だったりとか、いろいろ募集だったりとか、もう本当に、1社だけでもうずーっと考えていますか。実際どうですか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

こちらの指定管理者の指定でございますが、当初からコンセプトの中で市民協働型ということ掲げておりまして、それに基づいて人材育成等々をしてきたものですから、単独指名ということを考えてございました。

○石原孝之委員 単独指名だけど、建前的にはこういう形で、いろいろ選定基準を満たしているみたいな、こういう成績表のような得点とかも、もろもろ書いてあるんですけど、何か自分としては、もう前から分かっている、予算をかけて、東京からそういった方たちを呼んで、ちゃんと3人配置させてやっているじゃないですか。何かすごく、これって意味があるのかなという、誰のためにやっているのか、もうもともと内々で決まっていたなら、これはどういう意味があるのかなというのが疑問点です。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

市の方針といたしましては、そういった方向で進めるということで決めてはいたんですが、実際、この評価、外部の委員さんが入った選定委員会で行っておりまして、本当に育ててきた人たちが指定管理者となるのにふさわしいかどうかということを改めて評価させていただいた、こういうことでございます。

○石原孝之委員 分かりました。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 補正予算の関係で先ほどお聞きしましたけれども、その中で人件費が7,200万円になるということで、21人ですと、単純計算すれば、1人当たり343万円ぐらい。でも、官庁とか、また、職員の階層によって変わるんじゃないかなと思うんですけども、1人当たりの職員の給料は、今の市の任用職員の方、会計年度任用職員の方の給料よりも上がるのか、下がるのかというのを1点お聞きしたいと思います。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

今回の市の上限額の算定に当たりまして、今現在、雇用しております会計年度任用職員とか、任期付一般職の職員、市がそのまま採用していた場合と同じように昇給していくということで上限額を算定しております。これに基づいて、指定管理者を応募してきている法人が人件費を算定するわけなんですけど、人件費の算定に当たって、法人の中の給与規程に基づいて算定がなされるんですけど、給与規程をつくるのに、今現在の規程については、市のものを参考につくっていると聞いております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 交通費とか保険とかも全部入っているということでよろしいですか。

○村松久美子育て支援課長 通勤手当につきまして、市のほうのを基本とした法人のほう

の規程の中で算定がされているものと思いますし、社会保険料なども、法定の福利厚生費につきましても、同様に制度に基づいて計上がされているというふうに思っております。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

これから指定管理者になると、人件費が今後、人数を増やしていくには、給料がまた変わる、下げないとやっていけないということもあるんじゃないかなということも心配になりますし、今までは東京おもちゃ美術館の職員さんは、3人配置していただいたので、専門家の方がすごく子どもたちやお母さんたちにアドバイスなんかも、すごい自然にやっていただいている、安心して職員の方も働けたんじゃないかなと思うんですけども、それも今年度で終了ということなんですけれども、改めて、その状況によって、必要だったら応援を頼むとか、そういうこともあり得ますか。

○村松久美子育て支援課長 東京おもちゃ美術館の支援でございますが、引き続き、姉妹おもちゃ美術館協定というものを結びまして、協定の範囲内での支援はいただける予定になっています。今は、その範囲を超えた人材育成ということで、運営支援業務を委託しているという状況でございます。

○深田ゆり子副委員長 結局は、お金の問題に関わってきてしまうと思うんですね。そこで、先ほど債務負担行為で、あと、収支のお話をいただきまして、大体、年間で1億2,000万円ぐらいかかりますよ。収入のほうは4,500万円から4,600万円入りますよ。その収入が指定管理者のほうに入りますよということで、それで、指定管理料が5年間で3億5,432万円ということなんですよね。そうすると、年間で約7,500万円の指定管理料になると思うんですけども、自主事業が390万円で、その収支の中で390万円で、実際にはにぎわい創出とか、あとおもちゃの地方創生で、これまでイベントをやってきたと、やっぱり1,000万円以上かけていますよね、1回のイベントで。そうすると、この390万円では、とても年に1回もできるか、できないかということにつながってしまうんじゃないかなと思います。

そうすると、収入を、指定管理料は決まっているものですから、運営会社としては、収入を上げる必要があるという、こういうことにつながっていくんじゃないかなというのが心配があるんです。収入を上げるには、利用料金を上げるしかないですね。そうすると、市民サービスが低下してしまう。ちょっと悪循環を感じるんですけども、その辺のことはどういうふうに考えますか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

利用料金制の目的としては、サービスレベルを今以上に上げるということが1つの目的になっておりますので、指定管理者の努力によって、いろんな事業をやって、サービスを向上させて、収入のほうを増やしていただくということで考えております。ですので、必ずしも利用料金を上げるとか、利用者負担を増やすとか、そういったところには結びつかないのかなというふうに考えております。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようなので、質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 議第83号「焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について」は、今現在、まだやるべきではないというふうに感じます。

それは、市民サービスの点、安全確保の点、まだ検証委員会が結論を出していなくて、老朽化でない、今、工事を行っているという点、そして、これからのお金を限られた予算の中で自主事業とか、もっといろいろサービスを努力してやっていただく、これまでも十分やっていただいておりますので、なかなか今回は、自分たちの足で立って、自分たちで立ってやらなきゃいけないということで、この先のことを心配してしまいます。そういう心配が、やはり市民サービス低下につながってしまうんじゃないか、利用料金値上げにつながってしまうんじゃないかということもありますので、ぜひ市がちゃんと管理運営主体として、もうしばらくは様子を見ていただくということが、今の時点では私は必要かなということで、この議案については反対をさせていただきます。

○河合一也委員長 その他、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論はこれで打ち切ります。

これより採決いたします。

議第83号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第83号は、可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部所管の議案審査が終了いたしました。

こども未来部の皆様、御苦労さまでした。

ここで休憩とします。午後は13時からとします。

休憩(11:59~12:58)

○河合一也委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案審査を行います。

まず、議第63号「令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

補正予算書の59ページからの部分です。

それでは、議第63号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 62、63ページの歳入で、3款1項2目、出産育児一時金臨時補助金に関して、支給額が引上げされるということで、1人当たり幾ら上がって、何人分を計上していますか。

○鈴木利明国保年金課長 出産育児一時金の臨時補助金につきましては、本年度より42万円から50万円という形になりまして、その上がった分、8万円という大幅な引上げが行われましたので、令和5年度分に限り、保険者に対して増額分の一部について国の臨時補助金が充てられるということで、これを計上させていただいたものでございます。

一応、被保険者、出産1件につき50万円ということで、令和5年度の見込み件数につ

きましては、67件を当初、見込んでおりました。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

次に、同じ62、63ページなんですけど、2項1目の基金繰入金、今回、補正額として1億5,038万2,000円の取崩しをやめるということなんですけど、そうすると、現在の基金は幾らになるか分かりますか、教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 今回の11月補正を見込みまして、補正後の予算額から算出した参考として、令和4年度年度末と今回の利息分と基金の取崩しをしまして、11月補正後の予算として、年度末保有額の参考としましては、11億110万8,823円という形になる予定です。今の見込みでということ。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 了解です。

○河合一也委員長 ほかにいかがですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第63号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号「令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

予算書は91ページです。よろしいですか。

それでは、議第66号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 94、95ページの2項1目の給付費支払準備基金繰入金、これが3億7,047万2,000円の基金取崩しをやめるということで、そうなりますと、先ほど国保でお聞きしたのと同じように、基金の現在額は幾らになるのか、お聞きします。

○萩原雅顕介護保険課長 お答えします。

令和4年度末で7億5,870万2,171円でございます。今回の補正を計上させていただいた後の金額になりますが、7億934万5,171円を見込んでおります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 3億7,000万円も取崩しをやめるのに、7億934万円、あまり変わらないです。最初に、令和4年度の最初は7億5,000万円、今回、7億934万円、あまり変わらないんじゃないですか。それは何ですか。

○河合一也委員長 今回の取崩し分が3億円あるのに、令和4年度末が7億円あってとなると、単純な足し算では合わないということですよ。

○萩原雅顕介護保険課長 補正前の金額が繰入金4億2,140万円、それに対しまして、補正額が3億7,047万2,000円ですので、5,000万円の差額ということになります。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 ほかはどうですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第66号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号「焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案書は35ページ、参考資料は38ページからです。

それでは、議第81号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑は打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第81号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第81号は、可決すべきものと決しました。

次に、議第82号「焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について」を議題といたします。

議案書は36ページ、参考資料は40ページからです。よろしいですかね。

それでは、議第82号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 先ほどの総合福祉会館と関連しているんですけども、指定管理料が、大井川福祉センターが3億2,022万3,000円、5年間、総合福祉会館も5年間で5億7,517万円、金額がすごく差があるなと思うんですけども、この違い、大井川福祉センターのほうが大分、指定管理料が安いんですけども、やっぱり施設の大きさとか、業務内容とか、委託内容とか、どういうところが違うんですか。

- 佐藤三夫地域福祉課長 違いということなんですけれども、やはり、先ほど深田委員がおっしゃったように、施設の大きさが違うものですから、やっぱりその辺で委託する業者さんの委託料も変わってきますし、あとは、人件費なんかも、大きさがやはり違うものから、そこが変わってくるのが大きな違いでございます。
- 深田ゆり子副委員長 申請団体は、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会の1つの団体だけだということで、ほかのところは、ほかの団体からの申請は全くないという状況でよろしいですか、この間。
- 佐藤三夫地域福祉課長 応募はありませんでした。
- 深田ゆり子副委員長 応募がない場合は、単独指名ということになるんですか。それとも、一応、選定委員会をやって、このように審査項目で配点もちゃんと審査するということなんですか。単独指名にはならない。
- 佐藤三夫地域福祉課長 単独指名で選定委員会のほうで決めて、評価点もつけさせていただきます。
- 以上でございます。
- 石田江利子委員 今の関連で、先ほどの総合福祉会館の指定管理者のことにも関係してくるんですけれども、この選定委員会の皆さんによって採点がされていて、5年に一遍ということで今回も指定をお願いするということになるんですけど、この点数というのが5年前と比べてどうで、どのようにそれを判断されていらっしゃるのかというのが少し気になるので、もし分かる範囲で構いませんので、その点数が高くなったということも含んででも構わないですし、分からなかったら、ざっくりでも構わないんですけど、この点数がつくということに関して、やはり少し思うところとか、改善しなきゃいけないところとか、評価しなきゃいけないところというのはそれぞれあると思うんですね、市としても。その辺りの見解を聞きたいんですが。
- 佐藤三夫地域福祉課長 5年前の点数は分かりません。選定委員会で600点以上になったものから、そういうふうに評価されたと考えております。
- 石田江利子委員 分かります。600点以上はなっているものから、それで、単独指名ですし、それでいいんですけど、ただ、点数がつくということに関して、やはり市のほうも指定しているわけなので、評価するという意味でいうと、お互いにいろいろな意見を持ちながら市民サービスにつなげていかなきゃいけないということという、この点数をもって、考えなきゃいけないというか、やっていかなきゃいけない部分ってあるのかなと思うんですけど、その辺を、課題じゃないですけど、これからのこういう方向性じゃないですけど、この点数をもって、これからの関わりというんでしょうか、何と言ったらいいか分からないですけど、5年間またお願いするに当たりの焼津市の思いというか、その辺のことを少し伺いできたらなと思うんですが。
- 榎田隆弘健康福祉部長 今回、ほかにも指定管理のものがあつたんですけども、この600点以上ということで見ますと、655とか、659ですと、ちょっと低いかないという感じがあつて、その辺は当然、今回の指定管理者側にも点数は伝わっているものから、そういったことを認識していただいて頑張りたいなという気持ちはあるんですけども、例えば今回、ほかにも文化会館であるとか、ターントクルこども館であるとか、自らが事業をやる選択肢が結構あるものが多いんですけども、ウェルシップと

ほほえみは、貸館業務が主なものですから、なかなかそういう自分から何かやるというところが、ほかのものと比べると少ないかなという、ほほえみなんかは地域の皆さんに、ほほえみ祭りなんかをやって、皆さんに社会貢献なんかをしていただいているんですけども、そのほかだと、貸館業務だけなものですから、点を上げるというところが、ほかのところと比べると、なかなか難しいかなという気持ちも市としては持っています。

ですので、点数がほかと比べて低いかなというのはやむを得ないかなというところも市としては思っているんですけども、そういった中でも、先ほど言いましたお祭りなんかも、地域の人たちとの触れ合いみたいなのもやっていただいて、今後もそういったできる限りの、自分たちでできる範囲での事業というか、独自の事業を続けていただくなり、新しいものを見つけていただくなりしていただきたいという気持ちはございます。

○石田江利子委員 利用者さんとの信頼関係の中で、単独指名というくくりの中での指名になっていると思うものですから、やはりその辺を市のほうで指名しているというところをちゃんと酌んでいただいて、長きにわたり指名をしているという状況になるものですから、なれ合いではないですけど、そういう形ではなくて、市民サービスが向上できるように市のほうからもバックアップしていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。

○石原孝之委員 一言だけ。

関連です。本当に今、委員の皆さんが言われたとおり、なれ合いというか、もう単独指名の何か深い根があるような感じもするし、あとは、もう内々で通すという部分を感じちゃう部分があるんですよ。やっぱりこれから福祉の拠点になるこの2つの場所なので、やっぱりこれから超高齢化社会で、包括がある場所だったりとか、いろいろなあれで伺って、やっぱりすごく素っ気なかったとか、それはもう中での話かもしれないですけど、やっぱりこういった点数が上がっていかなかったり、あれがバージョンアップされているかどうかというのが見えないところが、もうこれからやっぱり、もうあぐらをかいているわけじゃないと思いますけど、やっぱりそういうような緊張感を持って、これはやっぱり単独というところが、やっぱりどうしてもぬるくなってしまう、緊張感があるところが否めないのかなとやっぱり思うんです。

だから、もちろん今までの歴史もあるので、それはあれですけど、でもやっぱりそのぐらい緊張感を持ってほしいという思いは、やっぱりあります。いろいろな場所の先駆事例もすごく何か熱くなっているところとか、何かそういった事例も含めて、取り組んでいるとか、やっぱりこの数字だけじゃ、ちゃんと見えないし、何かこの2つを見ていると、ほとんど同じような、似たような数字なんですよね。何かほとんどそういう監査的な、こういう指定管理の選定委員会のあれも何かそういう感じに見えちゃうんですよ、点数があまりにも似ているので、そこまで。だから、何か特に突き抜けた部分もないですし、全部やっぱり大体6割か7割ぐらいに点数が収まっているというのが、何か、うーんという感じですか。何かもやもやしちやいます、これを見ると。多分、市民の方も、これを見たら、いろんなことを感じる人、いるんじゃないでしょうかね。

以上です。

- 河合一也委員長 質疑ですか。感想……。
- 石原孝之委員 質疑というか感想です。
- 河合一也委員長 質疑の時間です。
- 石原孝之委員 まあまあ、はい。
- 河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 河合一也委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第82号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)
- 河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第82号は、可決すべきものと決しました。  
次に、議第84号「焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について」を議題といたします。  
議案書は38ページ、参考資料は44ページからです。  
それでは、議第84号に対する質疑に入ります。  
質疑のある委員は御発言願います。
- 深田ゆり子副委員長 慈恵園の指定管理者になって、もう何年もたつかと思うんですけども、今回の選定委員会の配点結果については、収支計画が一番点数が低くなっておりますけれども、その理由というのは何か分かりますでしょうか。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 指定管理者選考委員会でここについては特に指摘がなくて、そのままさせていただいています。  
収支計画については、特に変更するということになかったものですから、重きを置いていないというところで、現行は低い配点になってございます。  
以上です。
- 深田ゆり子副委員長 特に選定委員会の委員からは、この点について意見はなかったということなんですよね。だんだん養護老人ホームに入所される方が、以前よりも少なくなっているように見受けられます。債務負担行為の慈恵園の指定管理料は、金額が書いていないんですけども、どこかに書いてありますか。  
身寄りのない方、親戚とか、家族がいない方しか入れないとか、条件がかなり厳しいんですけども、この指定管理者が運営するというところで、そういうところの緩和をすることができるとか、そういうのは検討されてこなかったんですか。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 ほかの指定管理者の場合は、金額が入ってございますけれども、文言で表記されております。指定管理料の算定方法は、基本的に単価掛ける入所者数ということで出しております。指定管理料の年度額は、入所者数によって毎年増減がございまして、そういったことも踏まえて、こういった文章の表現というふうになってございます。

それから、慈恵園自体が措置入所の施設になるものですから、先ほど部長からも総合福祉会館のこともありましたけれども、企業経営というか、企業努力でもってこられないという、特養みたいに、こういうのがありますから、どうぞどうぞというわけではなくて、どうしても措置入所というところがあるものですから社会福祉法人焼津福祉会も努力で人を集めるということができない施設でございます。

御理解いただきたいと思います。

○河合一也委員長 ほかはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第84号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第84号は、可決すべきものと決しました。

次に、議第89号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、議第89号に対する質疑に入ります。

それでは、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 参考資料の2ページと3ページになるんですけど、まず、対象者数、令和6年1月1日から3月までの3か月と、あるいは、6か月と2つのパターンがあるかと思うんですけども、その対象者数というのは、どのぐらいを見込んでおりますか。何人ぐらい。

○鈴木利明国保年金課長 今回のこの条例改正で対象として見込んでいるのが、13名。これは、今年度、出産育児一時金のほうから見込みを出ささせていただいて、1月から3月分で見込みますと、その人数が見込めるのではないかとということで試算をさせていただいております。

以上でございます。

○河合一也委員長 この文言の中に出産予定月と出ているんですね。出産月じゃなくて、予定が月末ぐらいで予定されて、実際はちょっと遅れて次の月に入っちゃうと変わってきますよね、月数が。でも、予定月というのは、あくまでもお医者さんの予定日、そこで計算するということなんですか。ちょっとそこだけ教えてもらいたいんですが。

○鈴木利明国保年金課長 予定月で届出をしていただくということで可能ということになるんですけども、実際、例えば、11月に生まれる予定でしたよということで、実際生まれたのが12月とか、12月の最後とか、1月の頭にということであれば、それは申請を変更していただきまして、変更で届出を出していただければ、変更させていただくんですけれども、基本的には、変更の届出はしなくてもいいことにはなっております。

以上でございます。

○河合一也委員長 分かりました。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、その3か月の間に、もし生まれなかった場合はどうなるんですか。途中までは、3か月間のうち、2か月はおなかの中にまだ胎児がいたと。お産のときに大変で、死亡されて、生まれなかった。

○鈴木利明国保年金課長 この制度の出産の定義は、妊娠85日以上、4か月以上の分娩をいいますが、死産、流産、人工妊娠中絶を含む及び早産の場合も対象としますという定義にさせていただいております。今、深田委員の言われている、もしかしたらということも、一応、この規定に当てはまってくれば、対象となります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

そういう死産も流産の方も、85日以上妊娠していれば、対象となりますよということで、先ほど見込みの方が13名いらっしゃるということで、所得割とか、均等割とか、これに係る保険税が減額されますので、その影響額というのはどのぐらいになって、それは全部市のほうでじゃなくて、国のほうから後から入ってくるということになるんでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 今、深田委員がおっしゃられます13件で、見込んだ免除額全体としましては、約35万円ほどを今年度、令和5年度分についてはあるのではないかとということで、見込みをさせていただいております。

それと、負担割合ですが、国が2分の1、県と市が4分の1ずつということになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

今年度の国保の会計のほうに申請があったら、その分は入れることができる、3月分までは35万円分ね。次世代育成の観点から、こういう減額制度が措置されますよということでお話があったと思うんですけども、4月以降ありますか。

○鈴木利明国保年金課長 この制度自体は4月以降も制度としては。

○深田ゆり子副委員長 ずっと。

○鈴木利明国保年金課長 はい。今年度に限ってという時限立法ではなくて、条例を改正させていただいて、今後も引き続き実施をしていくという形になります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 そうしましたら、継続的にあるということですので、また、妊娠中で、いろいろ申請の手続が大変になっていくと思います。例えば、電話を国保年金課にすると、申請書類を送っていただいて、それに書いて、また返すというようなやり方というのはできないんでしょうか。家族か、自分が窓口に来て、その書類をもらって、それで申請しなきゃいけないのか。

○鈴木利明国保年金課長 深田委員の質疑にお答えをさせていただきますけれども、今、深田委員のおっしゃるのは、郵送等でもというお話なのかなとは思いますが、電話申請というのはできないものですから、この条例にもありますが、届出を提出しなければならない規定になっているものですから、そういうようなもので、添付書類についても送っていただくという形では対応が可能かなとは思いますが。

添付書類をつけていただく必要がありますので、出産したという事実が分かる書類を添付していただいて、確認が取れるものを添付していただいてという形になるかと思えます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 基本的に、市民の方が知るのは、1月号の広報やいつ、またはホームページということになるんですか。

○鈴木利明国保年金課長 市民への周知につきましては、今、委員がおっしゃるように、広報やいつの1月号、ホームページ、これ以外に、今後の国保だよりのお知らせに掲載したりとか、納税通知書の送付の際にチラシを入れさせていただこうかと今、検討をさせていただいています。

あと、健康づくり課のほうで、妊娠されたときに母子手帳を交付するというようになりますので、そちらのときにもチラシを配付させていただこうかと。なおかつ、今度、出生届を市民課に出されますので、そのときにもチラシを配付させていただければと今、検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

いろんな啓発というか、周知の方法を工夫してやっていただいているんですが、それを読んで、国保年金課のほうに電話をして、そういう届出を出すのに、その各用紙は市から、その人の御自宅に郵送で送ってもらうという事はできないんですかというのが最初に聞いたことなんですけど。だから、電話で届出をオーケーするんじゃなくて、その書類を取りに来なきゃいけないのか、それともホームページでまたコピーすれば、それを書けばいいとかというのは、どういうふうに考えていますか。

○鈴木利明国保年金課長 届出の書式につきましては、ホームページにも掲載をさせていただきますので、ダウンロードしていただいて記入ということも可能ですし、先ほど言われた、問合せがあつて、申請書を送るということも検討させていただいているところで

す。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。ぜひお願いします。

第22条の3の(2)に出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号と書いてありますけれども、個人番号は書かないとまずいんですか。

○鈴木利明国保年金課長 こちらにつきましては、記載をお願いするという形になっています。国から示されている書式、準則的なものにつきましても、個人番号をとということになっておりますので、それを準用させていただくという形になっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 よくなくしちゃって分からないという方も中にはいると思うんですけど、そしたらもう市のほうにお任せしますということで、市のほうは御本人のを分かっていると思うものから、そういうのは調査していただけるということによろしいですか。

○鈴木利明国保年金課長 どうしても、例えば、窓口に来られて、不明ですよということであれば、本人確認をさせていただいて、御本人の同意を得てということであればいい

んですけれども、勝手にうちのほうで個人番号を省略させていただくので、うちのほうで記載しますよということにはできないんですけれども、同意を得させていただくという形を取らせていただければと思います。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 ほか、どうでしょうか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第89号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。議第89号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部所管の議案審査が終了しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会といたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(13:40)